

多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
選挙管理委員会事務局	平成31年3月8日(金)
議会事務局	平成31年3月12日(火)
会計課	平成31年3月13日(水)

2 監査の範囲 平成30年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 平成30年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成31年3月実施 定期監査結果

対 象	選挙管理委員会事務局
実 施 日	平成31年3月8日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成31年3月実施 定期監査結果

対 象	議会事務局
実 施 日	平成31年3月12日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。
3 指導事項	<p>(1) 予算執行合議 政務活動費の交付決定（変更交付決定含む）に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。</p> <p>(2) 代休指定 祝日の勤務に係る代休指定について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づく事務処理が行われていないものが見られた。</p>

平成31年3月実施 定期監査結果

対 象	会計課
実 施 日	平成31年3月13日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし